

総 務 課

議案第 5 号

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」といいます。）が一部改正されたことに伴い、条例で引用している条項番号を変更するほか、区における個人番号を利用することができる事務の追加等をするため、条例の一部を改正します。

1 改正の内容

- （1）条例で引用している番号法の条項番号を変更します。
- （2）区における個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加します。
 - ア 出産に係る分娩費及び入院費の助成に関する事務
健康保険に関する情報の提示を不要とし、申請者の利便性を向上させるため
 - イ 私立幼稚園等に在籍している幼児に係る保育料の補助等に関する事務
課税証明書等の必要資料の提出を不要とし、申請者の利便性を向上させるため
- （3）児童育成手当の支給に関する事務等で利用することができる特定個人情報※を追加します。
- （4）その他規定の整備

※特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

港区個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 特定個人情報 法第二条第九項に規定する特定個人情報という。 (中略) (個人番号の利用範囲) 第四条 (略) 2 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。次項において同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第十三項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。次項において同じ。）	(前略) (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報という。 (中略) (個人番号の利用範囲) 第四条 (略) 2 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。次項において同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。次項において同じ。）

から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(中略)

別表第一(第四条関係)

実施機関	事務
一〇十三 (略)	(略)
十三の二 区長	出産に係る分娩費及び入院費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの
十四〇十七 (略)	(略)
十八 教育 委員会	私立幼稚園等に在籍している幼児に係る保育料の補助等に関する事務であつて区規則で定めるもの

別表第二(第四条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
一〇五 (略)	(略)	(略)
六 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による給付の支給に関する情報(以	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による給付の支給に関する情報(以

から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(中略)

別表第一(第四条関係)

実施機関	事務
一〇十三 (略)	(略)
十四〇十七 (略)	(略)

別表第二(第四条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
一〇五 (略)	(略)	(略)
六 区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による給付の支給に関する情報(以	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による給付の支給に関する情報(以

る保護に準ずる措置に関する事務であつて区規則で定めるもの	下「国民健康保険関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律による給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）、児童福祉法関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第
る保護に準ずる措置に関する事務であつて区規則で定めるもの	下「国民健康保険関係情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律による給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療関係情報」という。）、児童福祉法関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第

九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）、地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報、障害者総合支援法関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報

九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。）、地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者総合支援法関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、難病関係情報又は東京都指定難病関係情報であって区規則で定めるもの

七 八の五 (略)	港区児童育成手当 当条例による児童育成手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、障害者総合支援法関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童手当関係情報、港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）、港区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）、児童福祉法関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの
九 区長	港区児童育成手当 当条例による児童育成手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報、障害者総合支援法関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童手当関係情報、港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）、港区子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）、児童福祉法関係情報又は国民健康保険関係情報であつて区規則で定めるもの
十 (略)		
十一 区長	港区ひとり親家庭等の医療費の	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援

十二の二 区長		
出産に係る分娩 費及び入院費の 助成に関する事 務であって区規	港区子ども医療 費助成条例によ る医療費の助成 に関する事務で あって区規則で 定めるもの	助成に関する条 例による医療費 の助成に関する 事務であって区 規則で定めるも の 給付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、障害者関係情 報、障害者総合支援法関係情 報、児童扶養手当関係情報、 特別児童扶養手当等関係情報、 児童手当関係情報、児童育成 手当関係情報、子ども医療費 関係情報、児童福祉法関係情 報又は国民健康保険関係情報 であって区規則で定めるもの
国民健康保険関係情報又は後 期高齢者医療関係情報であつ て区規則で定めるもの	国民健康保険関係情報、児童福祉 法関係情報又は国民健康保険 関係情報であって区規則で定 めるもの	給付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、障害者関係情 報、障害者総合支援法関係情 報、児童扶養手当関係情報、 特別児童扶養手当等関係情報、 児童福祉法関係情報又は国民 健康保険関係情報であって区 規則で定めるもの
	十二 区長 港区子ども医療 費助成条例によ る医療費の助成 に関する事務で あって区規則で 定めるもの	助成に関する条 例による医療費 の助成に関する 事務であって区 規則で定めるも の 給付等関係情報、外国人生活 保護関係情報、障害者関係情 報、障害者総合支援法関係情 報、児童扶養手当関係情報、 特別児童扶養手当等関係情報、 児童福祉法関係情報又は国民 健康保険関係情報であって区 規則で定めるもの

	則で定めるもの
十三～四十 七（略）	（略）
（略）	

別表第三（第五条関係）

情報照 会機関	事 務	情報提 供機関	特定個 人情報
一～八（略）	（略）	（略）	（略）
九 教育委員 会	私立幼稚園等に 在籍している幼 児に係る保育料 の補助等に関す る事務であって 区規則で定める もの	区長	地方税関係情報、 生活保護関係情報、 外国人生活保護関 係情報又は児童扶 養手当関係情報で あって区規則で定 めるもの

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

十三～四十 七（略）	（略）
（略）	

別表第三（第五条関係）

情報照 会機関	事 務	情報提 供機関	特定個 人情報
一～八（略）	（略）	（略）	（略）